

平成 26 年 12 月 25 日

「みんなで支える子育て安心県」構築への決意

長野県知事 阿部 守一
長野県市長会会長 菅谷 昭
長野県町村会会長 藤原 忠彦

子どもは未来を担う社会の宝です。しかし、核家族化や都市化の進行により、子育てが家族だけの問題となりがちの中で、子どもを産み育てることの負担や子どもが健やかに育つことへの不安が増大し、生まれてくる子どもの数は減り続けています。

子どもの数が減っている背景には、従来の結婚観や家族観の変化に加えて、理想とする数の子どもを持ちたくとも持てない現実があります。

アンケート結果等からは、子育てに関する経済的負担の大きさや、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに関する相談先の少なさなど、社会全体で解決すべき課題が浮かび上がってきます。

子どもを持ち、子どもを育てることに喜びや励みを感じることができる社会。生まれてきた全ての子どもたちが健やかに生まれ育っていく社会。こうした社会こそ、「しあわせ信州」がめざす姿です。

私たち長野県と 77 の県内市町村は、子どもの数が大きく減少している現状について、県民の皆様お一人お一人のしあわせの実現はもとより、社会全体にとっても大きな問題であるとの共通認識に立ち、子育て支援のあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、来年度から、行政が一丸となって、子育て支援の新たな、そして大きな一歩を踏み出すことといたしました。

私たち行政は、子育てを社会全体の問題としてしっかりと受け止め、「みんなで支える子育て安心県」を構築するため、全力を尽くす決意です。

県民の皆様には、子育てや子どもの育ちを、地域、学校、職場等社会全体で支えていただきますよう、そしてたとえ小さなことでもできることから行動に移していただきますようお願いいたします。

すべての子どもと子育て家庭を「みんなの力」で応援することによって、誰もが安心して子どもを産み育て、子育ての楽しさを実感し、その喜びを皆で分かち合える長野県を創っていきましょう。

「長野県子育て支援戦略」のポイント

[平成 27～29 年度]

長野県
平成 26 年 12 月 25 日

I 子育てに伴う経済的負担の軽減

市町村と協調し、子育てに伴う経済的負担を軽減します。特に経済的な負担が大きい多子世帯（3人以上の子どもがいる世帯）への支援（☆印のもの）を強化します。

1 保育料に係る負担の軽減（☆）

市町村が行う第3子以降の保育所・幼稚園の保育料の負担軽減を新たに支援します。これにより、保育所の第3子以降の保育料については、兄弟の同時入所要件なく「保育料無料階層の拡大」「平均的な所得階層での国基準比1/2以下」を実現します。（参考：世帯収入550万円の5人家族での国基準年間保育料：49.8万円）

※ この施策の効果を5年後を目途に検証します。

2 子どもに係る福祉医療制度の充実

- ① 乳幼児等医療費助成制度のうち、比較的費用負担が大きい入院に関して、その対象者を従来の「小学校3年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大します。
- ② 障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。
- ③ 福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。

3 その他の負担軽減策

- ① 県営住宅に新たに多子世帯向けの優先枠を創設し、住まいの確保を支援します。（☆）
- ② 「ながの子育て家庭優待パスポート」の対象（現在3,424）を5,000店舗へ増加し、あわせて多子世帯向け優遇サービスを創設（☆）します。

II 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を支援するため、子どもたちの居場所整備や企業の取組促進、女性の就業支援の充実などを進めます。

1 いざという時の子どもの居場所の充実

- ① どうしても仕事を優先しなければならない場合の子どもの急病に備えて、病児・病後児保育を県内すべての広域圏で受けられるようにするとともに、より身近な場所で子どもを預けられるよう市町村を支援します。
- ② 急用、残業等で必要な時に子どもを預けられるよう、ファミリー・サポート・センター事業やNPO等が行う子育て支援事業を全県に広げます。
- ③ 放課後や休校日等に保護者が家にいない子どもなど、希望する子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営・整備を支援します。

2 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援

- ① 「社員の子育て応援宣言！」の登録企業数（現在 623 社）1,500 社をめざします。
- ② 社員の子育て支援に取り組む一定の基準（短時間正社員制度、時間単位の有給休暇制度、ノー残業デーの実践など）をクリアする企業を認証し、子育てと仕事の両立を企業と一緒に推進します。
- ③ 「長野県の契約に関する条例」に基づく入札参加資格の優遇制度により、社員の子育てを応援する企業の取組みを支援します。

3 女性の再就職支援

- ① 子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、就職に必要な情報を提供しつつ、就職の不安を解消する託児付きインターンシップや、身近な地域での就職支援セミナー等を実施し、希望する就職を支援します。
- ② ハローワークと連携した就業相談から職業紹介までの一体的な取組みを広め、きめ細かな就業支援を行います。

Ⅲ 子育ての孤立化防止

母親が安心して妊娠・出産でき、子育ての不安や悩みをひとりで抱え込まないようにするため、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談・支援体制を樹立します。

- ① 「長野県総合母子保健センター」（仮称）を設置し、市町村と協調して、妊娠から子育てまでのきめ細かな相談・支援体制を構築します。
- ② 特に産後 1 か月以内に全てのご家庭を保健師等が訪問できるよう、統一した保健指導マニュアルの作成やそれに基づく技術研修の実施、保健師等のネットワーク化の推進などにより市町村の技術向上を支援します。これにより、母子の心身の健康状態や子育てに対する不安を確認し、早期の支援につなげます。

Ⅳ 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

いじめ、体罰等の人権侵害や、貧困、障がいなど、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する支援を強化します。

- ① 悩みを抱える子どもや保護者等を支援する、「子ども支援センター」（仮称）を設置し、相談・救済の仕組みを確立します。
- ② 障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が 18 歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。（再掲）
- ③ 福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。（再掲）
- ④ 困難を有する子ども・若者の自立支援を行っている民間団体・私立学校等への支援を充実します。

V その他

I から IV のほか、様々な視点で子育て支援を充実します。

- ① 高校生等に対する、妊娠・出産を含めた人生設計について考えるライフデザインセミナーを充実します。
- ② 子どもを持ちたいという夫婦の願いを叶えるために、不妊・不育症治療への支援を強化します。
- ③ 「地域発 元気づくり支援金」の重点テーマに「子育て支援」を追加し、自主的・主体的な取組を支援します。